

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける学生への
レクリエーション公認指導者養成課程履修に関する緩和措置の継続について

○緩和措置

令和4年度の特別処置の基本的対応は、令和2年度、3年度同様、当該課程認定校において必要な単位もしくは時間を履修したと認定できる場合、レクリエーション公認指導者養成課程科目についても同様に履修認定をいたします。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応により、履修に必要な時間数が不足する理論科目・実技科目は、課程認定校が指定する課題レポートやWEB学習方式等、レクリエーション公認指導者として必要な知識や技能を習得できる方法への代替を認めます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症収束後等、不足する履修時間分を夏季または冬季等に集中的に履修させる方式についても、当該課程認定校において必要な単位もしくは時間を履修したと認定される場合、レクリエーション公認指導者養成課程科目についても履修したものとして取り扱います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の対応により理論や実技科目および実習科目の中止、休講等が生じ、履修必要時間が短縮された場合であっても、当該課程認定校において必要な単位もしくは時間を履修したと認定される場合、レクリエーション公認指導者養成課程科目についても履修したものとして取り扱います。(都道府県(市町村)レクリエーション協会等が主催する実習が実施されない場合も同様とします。)
 - ・ 予定の実習が中止となった場合、類似の学外実習に代替することが困難な場合、校内で代替の学習方法(演習や課題レポート等)で行うこともやむを得ないものとします。
 - ・ 実技科目の在宅学習においては、当該課程認定校で用意されるWEB教材等以外にも、日本レクリエーション協会が配信している動画教材もご利用いただけます。
- (4) 上記による科目の変更(教員、開催形態、授業構成等)に関しては、提出済みの養成科目内容(シラバス)の変更や差し替えの再提出は不要とします。

以上